

○ 農業振興アクションプランの策定

➤ 長野市農業振興条例第10条に基づき、策定する

第10条 市長は、前条に規定する基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業及び農村の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、振興計画を定めるに当たっては、農業者、農業団体、事業者及び市民の意見を反映するよう努めるとともに、長野市農業振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、振興計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

○ 現行の農業振興アクションプラン

計画期間 令和4年度～令和8年度の5年間

➤ 本市農業の将来像 : ^み三実一体で実現する力強い長野市農業

- ・ 将来像の実現に向け、2つの重点施策のもとに40の小項目を実施
- ・ 4つの指標を設定し、進捗度合を管理
- ・ 毎年度、議会に報告するとともに公表

1 将来像

三実一体で実現する力強い長野市農業

- 「実り1」 未来につなぐ！豊かな大地に根ざした誇りある農業
- 「実り2」 魅力アップ！新たな発想に基づき発展する農業
- 「実り3」 みんなが主役！市民が共に支え育む人をつなぐ農業

2 施策展開の方向性

- (1) 農業者や新たな就農者が、生き生きと輝き、夢と誇りの持てる農業を実現します。
- (2) 販売農家のみならず自給的農家や兼業農家、農業に参入する企業、農福連携など、多様な担い手により将来にわたり継続できる農業を実現します。
- (3) 地域農業の中で中心経営体を育成し、農地を集積・集約するという国の農業政策を踏まえつつ、主力である果樹生産を中心に本市農業の実態に沿った施策を展開します。
- (4) 中山間地域をはじめ地形や気候など地域の特長を活かした消費者に魅力的な農産物の生産により農業者と市民の暮らしを支える農業を振興します。
- (5) 確立されたブランドや伝統を活かしつつ、観光や商工業など他産業と連携し、既存の農業生産基盤を活用した企業的発想に基づく農業経営を実現します。
- (6) 農村の景観や文化を継承し「農」のある暮らしの豊かさを感じつつ、多様な担い手により時代の変化に対応し災害に耐えられる「産業としての農業」の持続的発展を目指します。

重点施策	具体的な取組(アクションプラン)		
	大項目	中項目	小項目
多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進	① 農業の多様な担い手の確保と育成	中心的な担い手となる農業者の育成	①認定農業者、②農業者の組織化、③農作業支援
		新たな担い手の確保	④新規就農者、⑤農業研修センター、⑥企業の農業参入
	② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備	農業者を支える団体の活動支援	⑦農業協同組合、⑧青年農業者及び女性農業者の活動支援
		優良農地の確保と農地の有効利用	⑨優良農地の確保、⑩耕作放棄地対策、⑪農地流動化対策
	地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進	③ 地域の特性を活かした生産振興	農業生産基盤の整備と維持管理
主要農畜産物の生産振興			果樹(⑮りんご・⑯もも・⑰ぶどう)・⑱野菜・⑲花き・⑳きのこ・㉑水稲・㉒地域奨励作物・㉓畜産・㉔めん羊振興
④ 農産物の販売力強化と他産業との連携		中山間地域の生産振興	㉕中山間地域の農地維持、㉖中山間地域の生産振興
		安全・安心な農産物づくり	㉗環境にやさしい農業の推進、㉘農業生産工程管理
⑤ 農業・農村に対する理解の促進		災害対策・野生鳥獣対策	㉙災害対策、㉚2 令和元年東日本台風災害からの復旧・復興、㉛野生鳥獣被害防除対策
	販路の拡大	㉜農業協同組合による販売活動、㉝農家の直接販売、㉞ジビエの活用	
指標	＜現状値(R2) ⇒ 目標値(R8)＞	付加価値の向上	㉟6次産業化、農商工連携、㊱スマート農業、㊲農福連携
		地産地消	㊳地産地消の推進
		都市と農村の交流	㊴農業体験交流、㊵小中学生農家民泊誘致、㊶市民農園(市民菜園)
			実施状況の評価(毎年) 指標による評価、市議会への報告、市民への公表

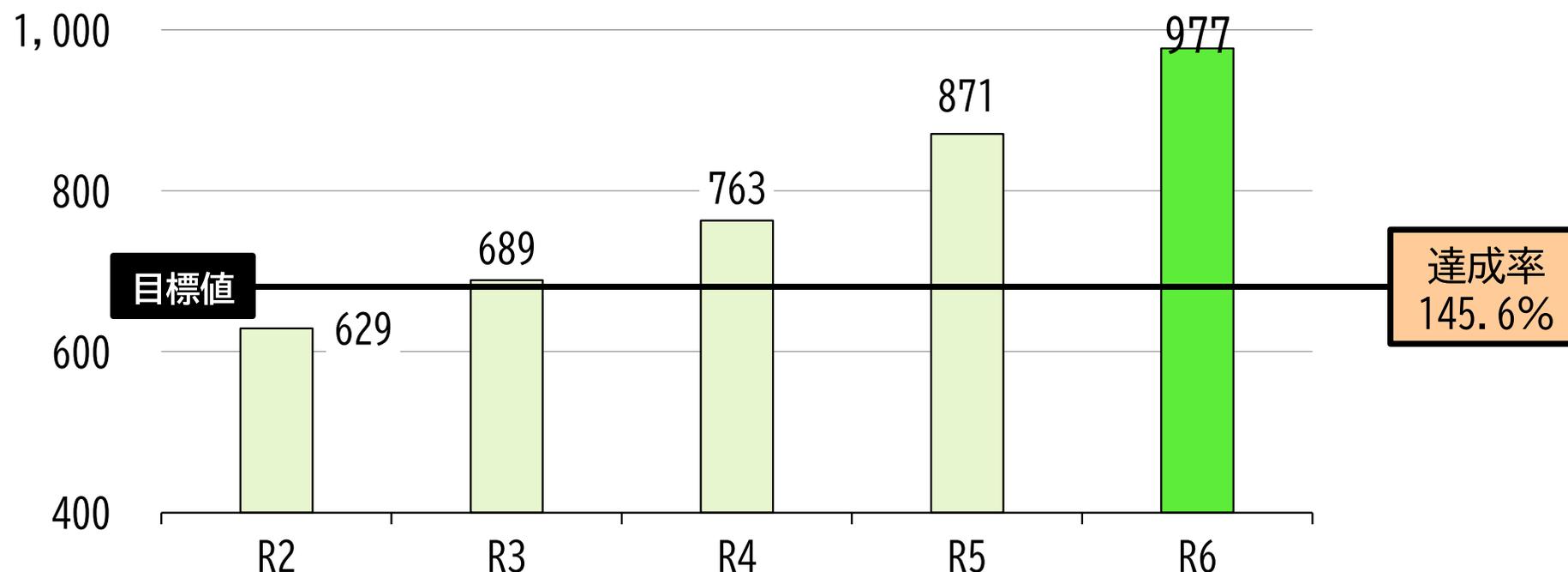
長野市の農業生産額（推計）

品目	平成3年産		平成4年産		平成5年産		令和6年産	
	生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比
米	18.0 億円	9.3 %	18.6 億円	9.7 %	18.3億円	9.0 %	19.1億円	9.0 %
麦類・雑穀・ 豆類	0.9億円	0.5 %	0.9 億円	0.5 %	0.9億円	0.4 %	0.8億円	0.4 %
野菜 (いも類含む)	19.8 億円	10.2 %	17.8 億円	9.3 %	17.5億円	8.6 %	18.6億円	8.7 %
果樹	84.4 億円	43.6 %	90.9 億円	47.3 %	113.4億円	55.8 %	114.0億円	53.5 %
畜産	2.8 億円	1.5 %	2.6 億円	1.4 %	2.8億円	1.4 %	2.8億円	1.3 %
花き	2.8 億円	1.5 %	2.8 億円	1.5 %	3.0億円	1.5 %	3.3億円	1.5 %
栽培きのこ	64.5 億円	33.3 %	58.0 億円	30.2 %	46.8億円	23.0 %	54.3億円	25.5 %
その他	0.3 億円	0.1 %	0.3 億円	0.1 %	0.5億円	0.3 %	0.2億円	0.1 %
合計	193.5億円		191.9億円		203.2億円		213.1億円	

1 地域の中心経営体(経営体) ※積み上げグラフ

各年度末時点で人・農地プランに掲載されている経営体の数

	現状値(R2)	R3	R4	R5	R6	目標値(R8)
実績値	629	689	763	871	977	671

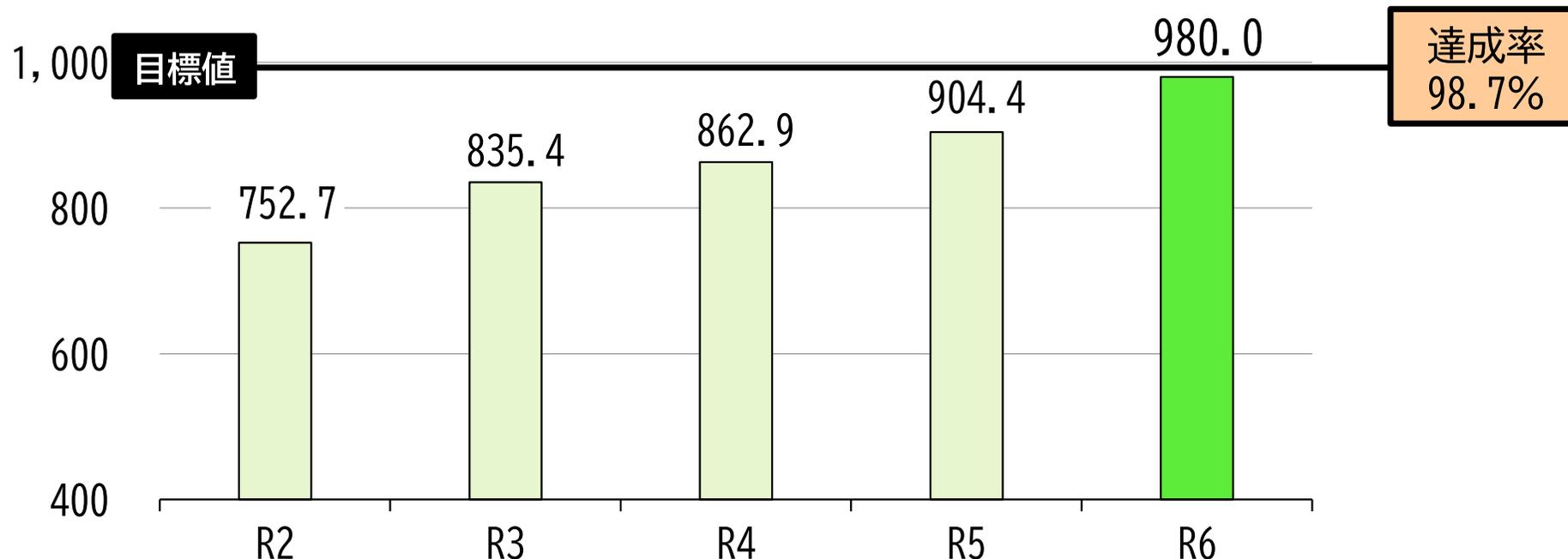


地域の中心経営体は、令和2年度より348経営体増で目標達成
 【要因】農地中間管理事業の利用者増

2 農地の利用権設定面積(ha)

農業委員会事務局農地情報公開システム登録面積

	現状値(R2)	R3	R4	R5	R6	目標値(R8)
実績値	752.7	835.4	862.9	904.4	980.0	992.7

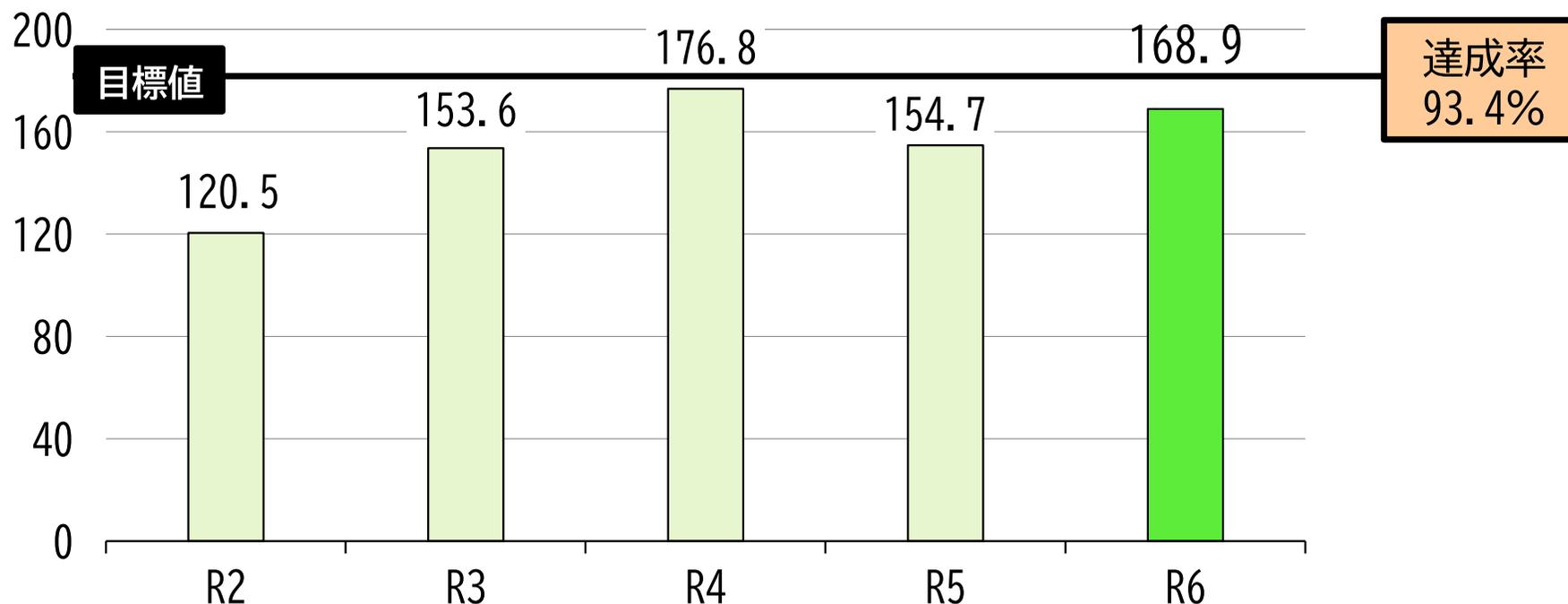


農地の利用権設定面積は、令和2年度より227.3ha増と概ね順調に推移
 【要因】 農業者の高齢化や後継者不足に伴い、担い手への権利移動が進んだもの

3 果樹の新品種・新技術導入による栽培面積(ha)

りんご新わい化、ぶどう新品種の栽培面積推計値

	現状値(R2)	R3	R4	R5	R6	目標値(R8)
実績値	120.5	153.6	176.8	154.7	168.9	180.5



果樹の新品種・新技術導入による栽培面積は、令和2年度より48.4ha増加している。

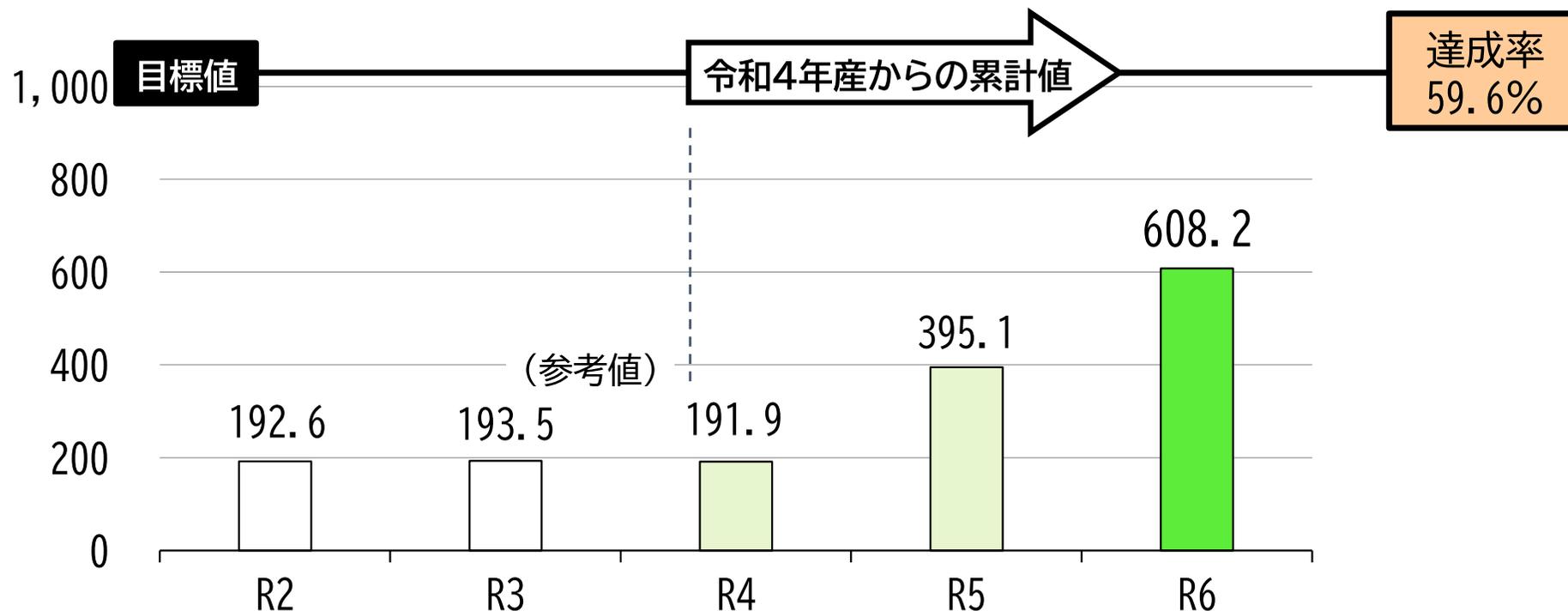
また、令和5年度より14.2ha増加

【要因】ぶどう新品種の増加（その一方で、りんごは減少）

4 計画期間の市農業生産額の累積(億円)

市全体の農業生産額の令和4年産から8年産まで(5年間)の累積

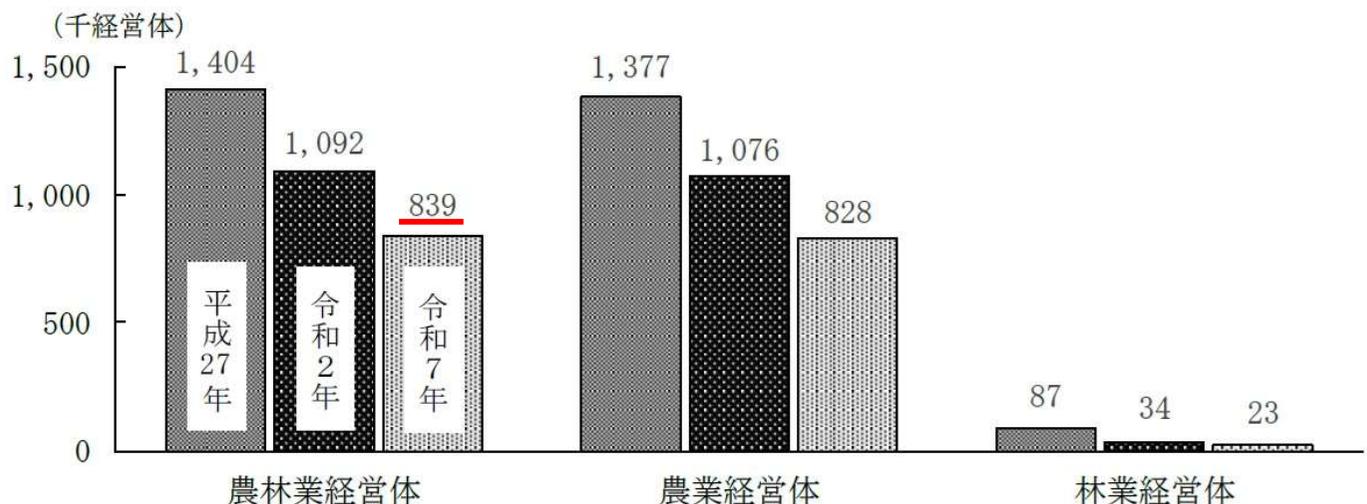
	現状値(R2)	R3	R4	R5	R6	目標値(R8)
実績値	192.6	193.5	191.9	395.1	608.2	1,020



計画期間の市農業生産額の累積は、令和6年度に416.6億円増と順調に推移
 【要因】農産物価格の上昇 など

(1) 農林業経営体

農林業経営体数(全国)



・全国の農林業経営体数(令和7年2月1日現在)は83万9千経営体で、5年前に比べ25万3千経営体(23.2%)減少した。

単位：千経営体

区分	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
平成 27 年	1,404	1,377	87
令和 2	1,092	1,076	34
7	839	<u>828</u>	23
増減率 (%)			
令和 2 年/平成27年	△ 22.2	△ 21.9	△ 61.0
令和 7 年/2 年	△ 23.2	<u>△ 23.0</u>	△ 32.9

・このうち、農業経営体は82万8千経営体となり、5年前に比べ24万7千経営体(23.0%)減少した。

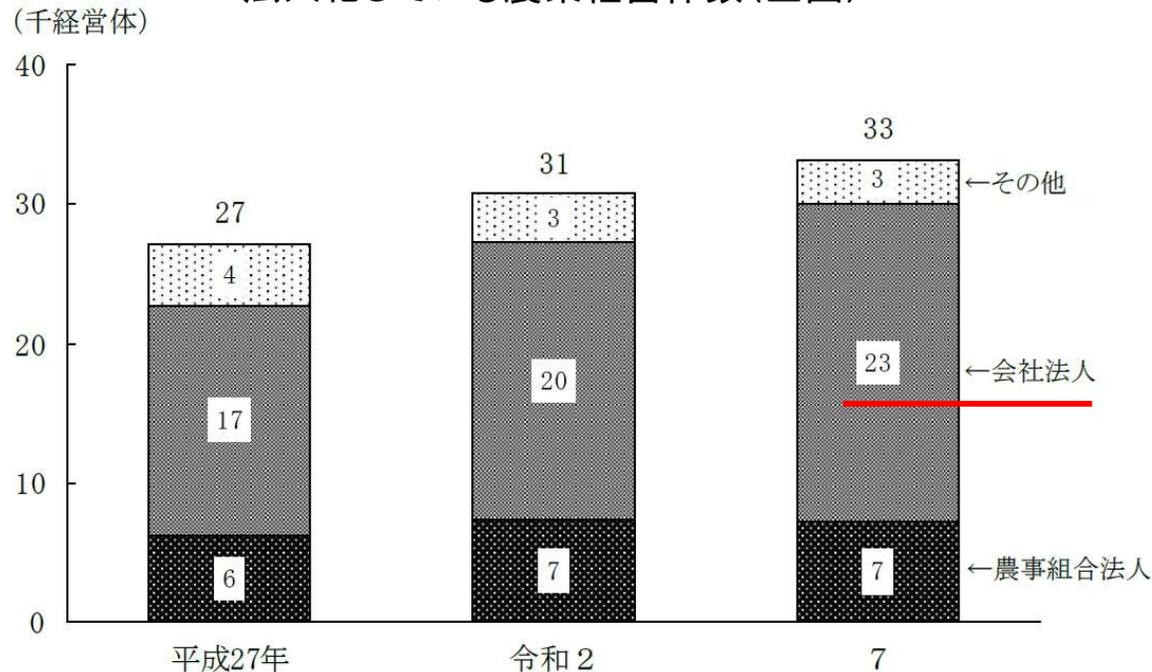
農業経営体数(全国)

区分	農業経営体 ①+②	個人経営体 ①	団体経営体 ②	法人経営体	団体経営体に 占める法人割合
	千経営体	千経営体	千経営体	千経営体	%
平成 27 年	1,377	1,340	37	27	72.7
令和 2	1,076	1,037	38	31	80.0
7	828	<u>789</u>	<u>39</u>	<u>33</u>	<u>84.0</u>
増減率 (%)					
令和 2 年/平成 27 年	△ 21.9	△ 22.6	2.8	13.3	-
令和 7 年/ 2 年	△ 23.0	<u>△ 23.9</u>	<u>2.9</u>	<u>7.9</u>	-

- 農業経営体のうち、個人経営体は78万9千経営体となり、5年前に比べ24万8千経営体(23.9%)減少した。

- 一方、団体経営体は3万9千経営体となり、1千経営体(2.9%)増加した。

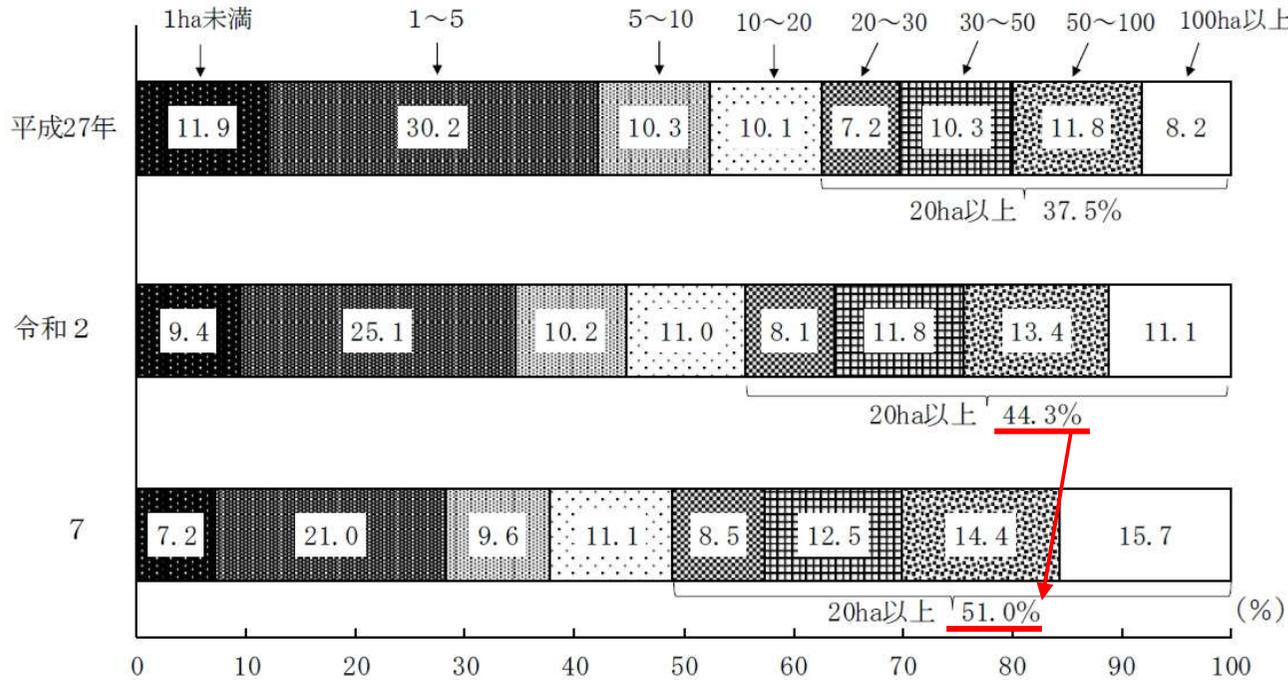
法人化している農業経営体数(全国)



- 団体経営体のうち法人経営体は3万3千経営体で、5年前に比べ2千経営体(7.9%)増加した。この結果、団体経営体に占める法人経営体の割合は84.0%となり、4.0ポイント上昇した。

- また、法人経営体の内訳をみると、会社法人は2万3千経営体で、5年前に比べ3千経営体(14.4%)増加した。

経営耕地面積規模別の経営耕地面積割合(全国)



- 農業経営体の経営耕地面積を規模別にみると、20ha以上の農業経営体の経営耕地面積が全体の51.0%を占め、5年前に比べて6.7ポイント上昇した。

1農業経営体当たりの経営耕地面積

図3 1農業経営体当たりの経営耕地面積(全国)

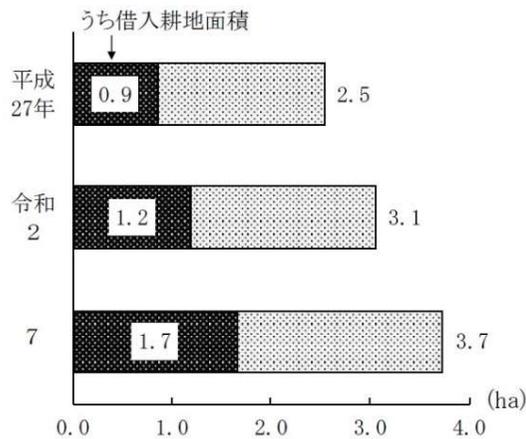


表3 1農業経営体当たりの経営耕地面積

区分	単位：ha		
	全国	北海道	都府県
平成27年	2.5	26.5	1.8
令和2	3.1	30.2	2.2
7	<u>3.7</u>	<u>34.5</u>	<u>2.6</u>

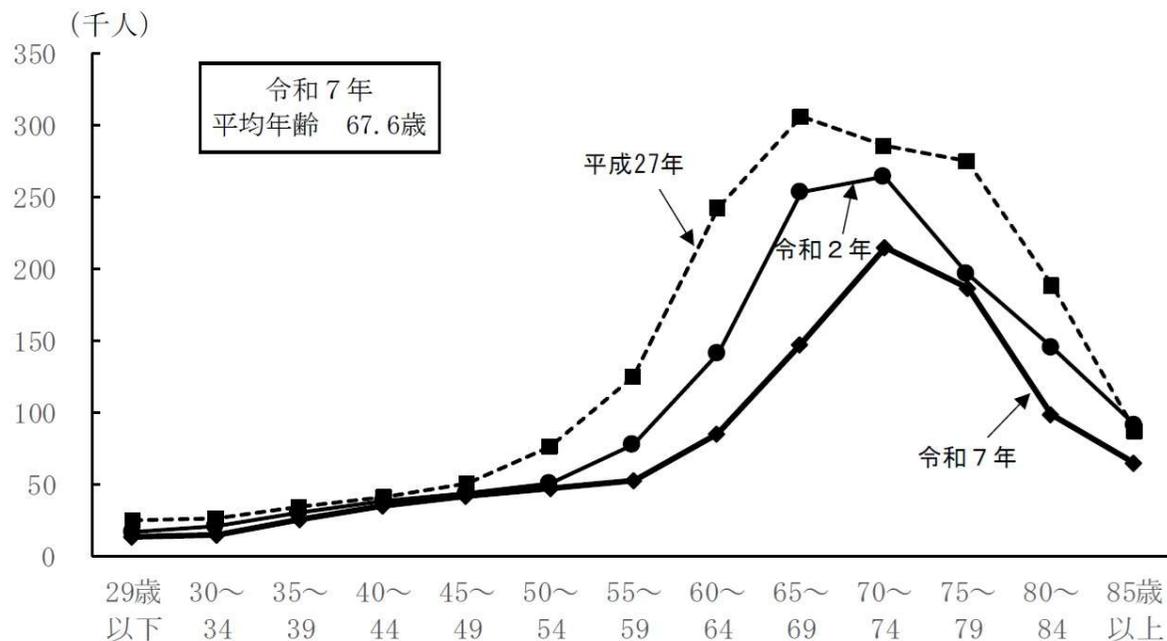
- 経営耕地のある農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は3.7ha(北海道34.5ha、都府県2.6ha)で、5年前に比べ19.4%(北海道14.2%、都府県18.2%)増加した。

年齢別基幹的農業従事者数(個人経営体)(全国)

単位：千人

区分	計	29歳以下	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳以上			
							小計	65～69	70～79	80歳以上
平成 27 年	1,757	24	60	90	201	242	1,140	306	559	275
令和 2	1,363	16	50	81	127	140	949	253	460	236
7	<u>1,021</u>	13	39	77	99	84	710	147	399	163
構成比 (%)										
平成 27 年	100.0	1.4	3.4	5.1	11.4	13.8	64.9	17.4	31.8	15.7
令和 2	100.0	1.2	3.7	5.9	9.3	10.3	69.6	18.5	33.8	17.3
7	100.0	1.2	3.8	7.5	9.7	8.2	69.5	14.4	39.1	16.0

年齢別基幹的農業従事者数(個人経営体)の推移(全国)



・農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者(自営農業を主な仕事としている世帯員)は102万1千人で、5年前に比べ34万2千人(25.1%)減少した。

長野市農業振興条例第3条

第一項

農業については、人間の生命を維持するために欠くことができない食料を供給する産業であることに鑑み、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた農業構造が確立されるとともに、環境と調和し、安全かつ安心な農産物が供給されるよう、その持続的な発展が図られなければならない。

第二項

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、農業の有する農産物の供給の機能及び多面的機能が十分に発揮されるよう、その振興が図られなければならない。

条例に規定する基本理念の下、
農業を取り巻く情勢の変化や市の新たな取組みを踏まえて

第三期農業振興アクションプランを策定

施策の基本方針

長野市農業振興条例第9条

- ・ 農業の多様な担い手の確保及び育成
- ・ 耕作放棄地の発生抑制、農地の有効利用
- ・ 安全安心な農産物の生産拡大、地産地消の推進
- ・ 地域特性を生かした農産物・加工品の高付加価値化
- ・ 都市と農村の交流促進 など



農業を取り巻く情勢

- ・ 食料の安定供給と農地の適正利用
- ・ 環境との調和
気候変動への対応、環境負荷低減の推進等
- ・ スマート農業など先端技術の活用
- ・ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 など

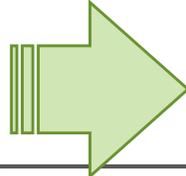
市の計画等

- ・ 地域計画
将来の地域農業の在り方（担い手）を明確化
- ・ 産業立地ビジョン
地権者・耕作者の意向と、農地の保全との調整

農業を取り巻く情勢の変化
（計画改正の主な視点）に対応するとともに、次期長野市総合計画や、市の関係計画との整合を図りながら、本市農業の将来像の実現に向けて取り組む事項などを定める。

計画期間はR9年度～R13年度の5年間

(2) 指標(案)について

		第二期		第三期(案)	
		指標名	内容	指標名	内容
農地の有効利用 担い手づくりと	地域の中心経営体(経営体)	各年度末時点で人・農地プランに掲載されている者の数	認定農業者(人)	各年度末時点の認定農業者の登録人数	
	農地の利用権設定面積(ha)	農業委員会事務局農地情報公開システム登録面積	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第三期アクションプランにおいても引き続き「指標」に設定 </div>		
生産振興と販売力強化	果樹の新品種・新技術導入による栽培面積(ha)	りんご新わい化、ぶどう新品種の栽培面積推計値	認定農業者の果樹栽培面積(a)	各年度末時点における認定農業者の果樹栽培面積の合計値	
	市の農業生産額(億円)	期間中の累積額	市の農業産出額(億円)	各年末時点における産出額	

➤ 担い手づくりの観点から

- ・地域計画の策定にあわせて、「中心経営体」の数から「認定農業者」登録人数に変更

➤ 生産振興と販売力強化の観点から

- ・果樹の振興について、農地集約化の観点も含め「認定農業者の果樹栽培面積」に変更
- ・市の推計による「農業生産額」から、国の推計値である「農業産出額※」に変更

※農業産出額・・・当年の生産農業所得統計（都道府県推計）において推計した都道府県別農業産出額（品目別）を農業センサス又は作物統計調査を用いて市町村別に案分して作成した加工統計

第三期アクションプランにおいては、新指標の進捗に関連する指標を「関連指標」として設定する。

新指標	関連指標			施策No・小項目※
	指標	単位	類型	
①認定農業者数 (人)	認定農業者の耕作面積	ha	単年	1 認定農業者
	農業機械化補助金 (共同) 件数	件	単年	2 農業者の組織化
	〃 事業費	千円	単年	
	〃 補助額	千円	単年	
	新規就農者数 (各給付金対象者)	人	累積	4 新規就農者
	農業研修センター 担い手育成コース 受講者数	人	累積	5 農業研修センター
	長野市農業青年協議会 会員数	人	単年	8 青年農業者及び女性農業者の活動支援
	〃 新規会員数	人	累積	
②農地の 利用権設定面積 (ha)	農業研修センター 企業育成コース 受講社数	社	累積	5 農業研修センター
	企業等農業参入支援事業補助金 活用事業数	社	累積	6 企業の農業参入
	荒廃農地率	%	単年	10 耕作放棄地対策
	補助金を活用して耕作放棄地から再生した面積	ha	累積	
	農地流動化助成金 交付額	円	累積	11 農地流動化対策
	〃 交付人数	人	累積	
	農地保有特別対策事業 面積	ha	累積	

※施策No・小項目…第二期アクションプランに示すNo、小項目

新指標	関連指標			施策No・小項目※
	指標	単位	類型	
③認定農業者の果樹栽培面積	認定農業者数	人	単年	1 認定農業者 (新指標①)
	認定農業者の耕作面積	ha	単年	
	品種別栽培面積 (りんご)	ha	単年	15果樹振興 (りんご)
	品種別栽培面積 (もも)	ha	単年	16果樹振興 (もも)
	品種別栽培面積 (ぶどう)	ha	単年	17果樹振興 (ぶどう)
	ヘーゼルナッツ苗木補助件数	件	累積	新
④農業産出額	(上記のりんご・もも・ぶどうの指標 +以下の指標)			
	野菜作付面積	ha	単年	18野菜振興
	花き作付面積	ha	単年	19花き振興
	きのこ生産量 (長野市推計)	t	単年	20きのこ振興
	水稲作付面積	ha	単年	21水稲振興
	認定農業者数	人	単年	1 認定農業者 (新指標①)
	農地の利用権設定面積	ha	単年	11農地流動化対策 (新指標②)
	スマート農業用機械等導入支援件数	件	累積	35スマート農業
	果樹ブランド化 (売れる農業) の推進	活動状況	累積	新

※施策No・小項目…第二期アクションプランに示すNo、小項目

(3)小項目(個別事業シート)について

見直し・変更(案)

No.8「青年農業者及び女性農業者の活動支援」	No.8「農業者の任意団体等への活動支援」に修正
No.15「果樹振興(りんご)」 No.16「果樹振興(もも)」 No.17「果樹振興(ぶどう)」	No.15「果樹振興」として、果樹の種類で分けずに、一つの小項目に統合。
No.28「農業生産工程管理」	No.26「環境にやさしい農業の推進」に統合
No.29-2「令和元年東日本台風災害からの復旧・復興」	No.27「災害対策」に統合
No.32「農家の直接販売」	No.31「売れる農業の推進」に修正
No.33「ジビエの活用」	No.29として、大項目・中項目を「④ーア」(農産物の販売力強化と他産業との連携ー販路の拡大)から、「③ーエ」(地域の特性を活かした生産振興ー災害対策・野生鳥獣対策)へ移動

新規小項目の追加(案)

No.16「果樹振興(ヘーゼルナッツ)」	長野市で産地化を推進しているヘーゼルナッツを新たに特出し
No.36「地域食文化の伝承」	地域の農産物や暮らしの知恵から生まれた食文化の継承を通じ、農業の価値向上と地域の活力向上につなげて行く取組

このほか、見直しや新たに取り組む必要がある事項がありましたら、ご提案をお願いします。

年度	月	内容
R 7 年度	2 月	審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 第三期アクションプラン策定の方向性
R 8 年度	7 月	審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の農業振興アクションプランの進捗報告 ・ 素々案の審議
	9 月	審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案の審議
	11 月	パブリックコメントの実施（1 カ月間）
	1 月	審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 答申案の審議 → 答申
	～ 3 月末	市においてアクションプランを決定、市議会へ報告、公表
R 9 年度	4 月	第三期長野市農業振興アクションプランのスタート

スケジュールは、議論の進捗に応じて、変更になることがあります。
 また、書面で委員の皆さまに意見を伺うことがあります。